6. 防災指針

6．防災指針とは

■防災指針とは

○防災指針は、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導と併せて都市の防災に関する機能の確保を図るための指針として、改正都市再生特別措置法（令和2年9月施行）において、新たに位置づけられたものです。

○立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置づけます。

■想定される災害リスク

分類	災害ハザード情報等	根拠法等
洪水浸水	①洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模降雨) 洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨)	水防法
	②浸水継続時間(想定最大規模降雨)	
	③家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第４版)
土砂災害	④土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊・土石流) 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊・土石流))	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	⑤急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地震	⑥震度想定（ゆれやすさマップ）	―
	⑦液状化想定（液状化マップ）	―

【検討フロー】

防災指針の位置づけ等

防災まちづくりを検討する上での基礎情報

◆災害ハザード情報
本市に関わる洪水浸水、土砂災害、大規模盛土造成地、地震といった災害ハザード情報を収集整理します。

◆都市情報
本市の人口、都市機能、防災関連施設に係る情報を収集整理します。

◆重ね合わせ分析
整理した情報を地図上に重ね合わせることで、どの地域にどのような課題があるのかを可視化します。

◆課題整理
重ね合わせ分析により抽出した課題を整理し、地域別に分析します。

◆取組の方針
各課題に対する防災まちづくりの取組方針を設定します。

◆取組施策とスケジュール
上記で定めた方針に基づく具体的な防災施策を検討し、施策ごとに短期(５年)、中期(10 年)、長期(20 年)の取組目標を設定します。

◆目標値の設定
取組の進行管理するための定量的な指標・目標値を設定します。

6. 災害ハザード情報

《洪水浸水想定区域の定義》

◇本市に係る洪水浸水想定区域の指定対象河川

奈良県では、水防法(1949 年に制定、2015 年に改正)に基づき、本市に関連する下記の河川について氾濫時の浸水が想定される区域を指定しています。

市内を流下する河川：葛下川、原川、尼寺川、平野川、竹田川、すがる川、鳥居川、初田川、熊谷川
他市を流れる河川（※）：滝川、岩谷川

(※) 他市を流れる河川
「洪水浸水想定区域図」の浸水想定区域の範囲が市内まで及んでいる河川

◇想定降雨

洪水浸水想定区域は「計画規模降雨」と「想定最大規模降雨」が想定されています。

◇計画規模降雨：河川整備の基本となる降雨(年超過確率 1/200 相当)
◇想定最大規模降雨：河川整備の基本となる降雨(年超過確率 1/1000 目安)

◇浸水深の指標

また、「洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第 4 版)」では、浸水深等の閾値は、以下のものを標準とすると示されています。

・5ｍ：一般的な家屋の 2 階が水没
・3ｍ：2 階床下に相当
・0.5m：1 階床高に相当

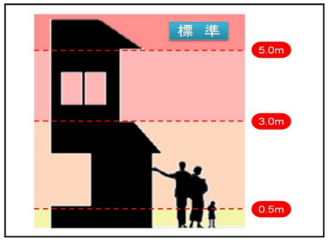

出典：洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第 4 版)(国土交通省)

また、浸水深ごとの被害指標は「水害の被害指標分析の手引(H25 試行版)」や「洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第 4 版)」において以下のように示されています。

浸水深 0.3m以上	自動車の走行が困難となります。災害時要援護者（※）の避難が困難になります。
浸水深 0.5m以上	家屋 1 階の床上が浸水する水位です。徒歩による移動が困難になります。
浸水深 0.7m以上	家屋 1 階のコンセントが浸水する水位です。停電が発生するため、介護設備等の使用が困難になります。
浸水深 3.0m以上	家屋 2 階の床下が浸水する水位です。平屋の家屋では垂直避難が困難となります。

(※)災害時要援護者
高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、医療・社会福祉施設の入院患者・入所者等

出典：水害の被害指標分析の手引(H25 試行版)(国土交通省)
洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第 4 版)（国土交通省）

洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模降雨)

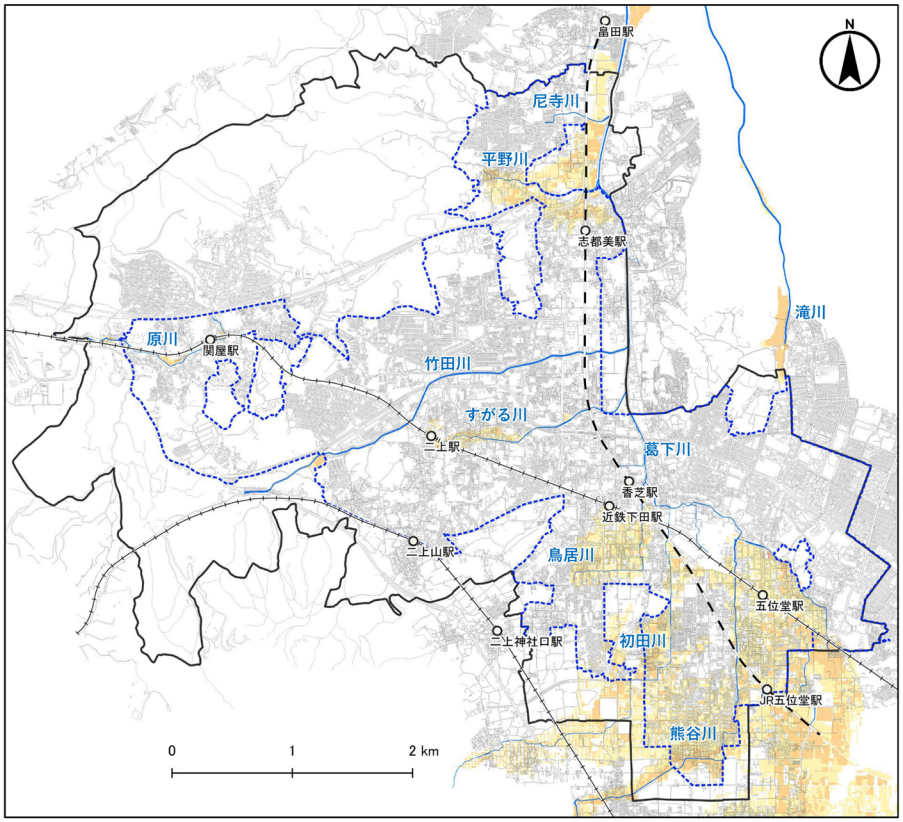

出典：令和 5 年 5 月 30 日洪水浸水想定区域図(奈良県河川整備課)

【凡　例】

区域	市域		河川	河道範囲	
	市街化区域		浸水深	0.5m 未満の区域	
鉄道	近畿日本鉄道			0.5m～3.0m の区域	
	JR 西日本			3.0m～5.0m の区域	
	駅				

6. 災害ハザード情報

《洪水浸水想定区域の定義》

◇本市に係る洪水浸水想定区域の指定対象河川

奈良県では、水防法(1949 年に制定、2015 年に改正)に基づき、本市に関連する下記の河川について氾濫時の浸水が想定される区域を指定しています。

市内を流下する河川：葛下川、原川、尼寺川、平野川、竹田川、すがる川、鳥居川、初田川、熊谷川
他市を流れる河川（※）：滝川、岩谷川

（※）他市を流れる河川
「洪水浸水想定区域図」の浸水想定区域の範囲が市内まで及んでいる河川

◇想定降雨

洪水浸水想定区域は「計画規模降雨」と「想定最大規模降雨」が想定されています。

◇計画規模降雨：河川整備の基本となる降雨(年超過確率 1/200 相当)
◇想定最大規模降雨：河川整備の基本となる降雨(年超過確率 1/1000 目安)

◇浸水深の指標

また、「洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第 4 版)」では、浸水深等の閾値は、以下のものを標準とすると示されています。

・5ｍ：一般的な家屋の 2 階が水没
・3ｍ：2 階床下に相当
・0.5m：1 階床高に相当

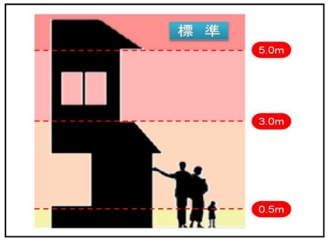

出典：洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第 4 版)(国土交通省)

また、浸水深ごとの被害指標は「水害の被害指標分析の手引(H25 試行版)」や「洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第 4 版)」において以下のように示されています。

浸水深 0.3m以上	自動車の走行が困難となります。災害時要援護者（※）の避難が困難になります。
浸水深 0.5m以上	家屋 1 階の床上が浸水する水位です。徒歩による移動が困難になります。
浸水深 0.7m以上	家屋 1 階のコンセントが浸水する水位です。停電が発生するため、介護設備等の使用が困難になります。
浸水深 3.0m以上	家屋 2 階の床下が浸水する水位です。平屋の家屋では垂直避難が困難となります。

（※）災害時要援護者
高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、医療・社会福祉施設の入院患者・入所者等

出典：水害の被害指標分析の手引(H25 試行版)(国土交通省)
洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第 4 版)（国土交通省）

洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨)

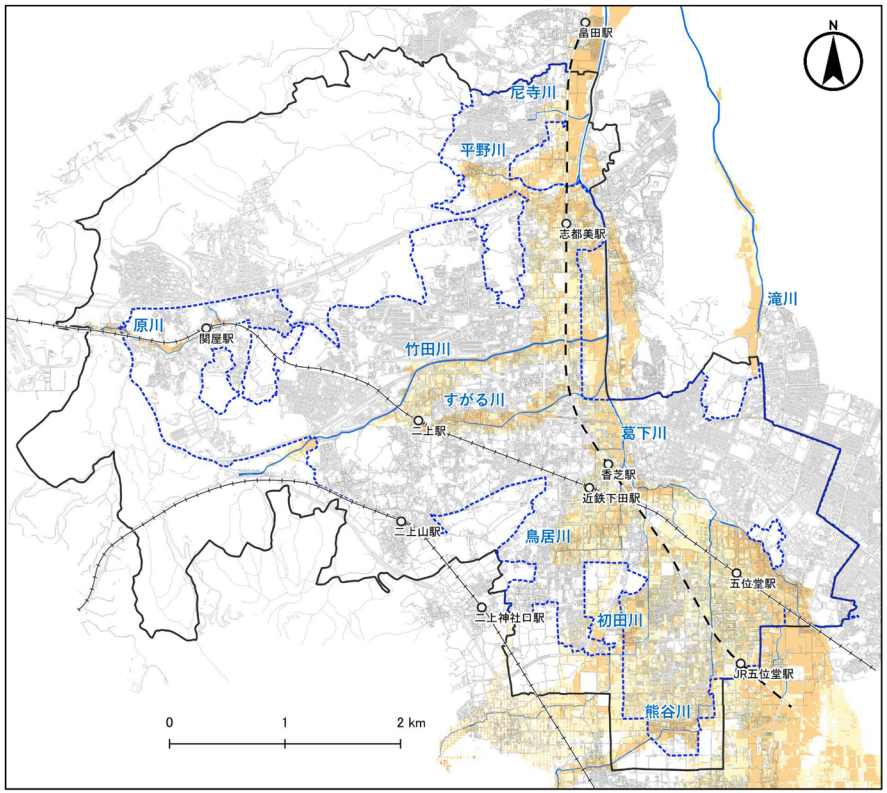

出典：令和 5 年 5 月 30 日洪水浸水想定区域図(奈良県河川整備課)

【凡 例】

区域	市域		河川	河道範囲	
	市街化区域		浸水深	0.5m 未満の区域	
鉄道	近畿日本鉄道			0.5m～3.0m の区域	
	JR 西日本			3.0m～5.0m の区域	
	駅			5.0m～10.0m の区域	

6．災害ハザード情報

《浸水継続時間の定義》

奈良県では、水防法に基づき、想定最大規模降雨による浸水継続時間を想定しています。この浸水継続時間とは、任意の地点における、浸水深が 0.5ｍに達してからその浸水深を下回るまでの時間です。

浸水継続時間に対し、「水害の被害指標分析の手引(H25 試行版)」では、浸水継続時間３日以上になると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生ずるおそれがあるとしています。

◇浸水継続時間３日以上
３日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生ずるおそれがある。

出典：水害の被害指標分析の手引(H25 試行版)(国土交通省)

【注：洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨)と浸水継続時間の区域について】
・奈良県が指定・公表している洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨)と浸水継続時間(想定最大規模降雨)の基本データについては、メッシュスケールが異なるため、洪水浸水想定区域や浸水継続時間の区域は範囲が一致しないものとなっています。
・そのため、想定最大規模降雨時における 0.5ｍ以上の洪水浸水想定区域と浸水継続時間で示される区域は、理論上一致するはずですが、ミクロスケールの図上では一致しないものとなっています。(削除予定)

浸水継続時間(想定最大規模降雨)

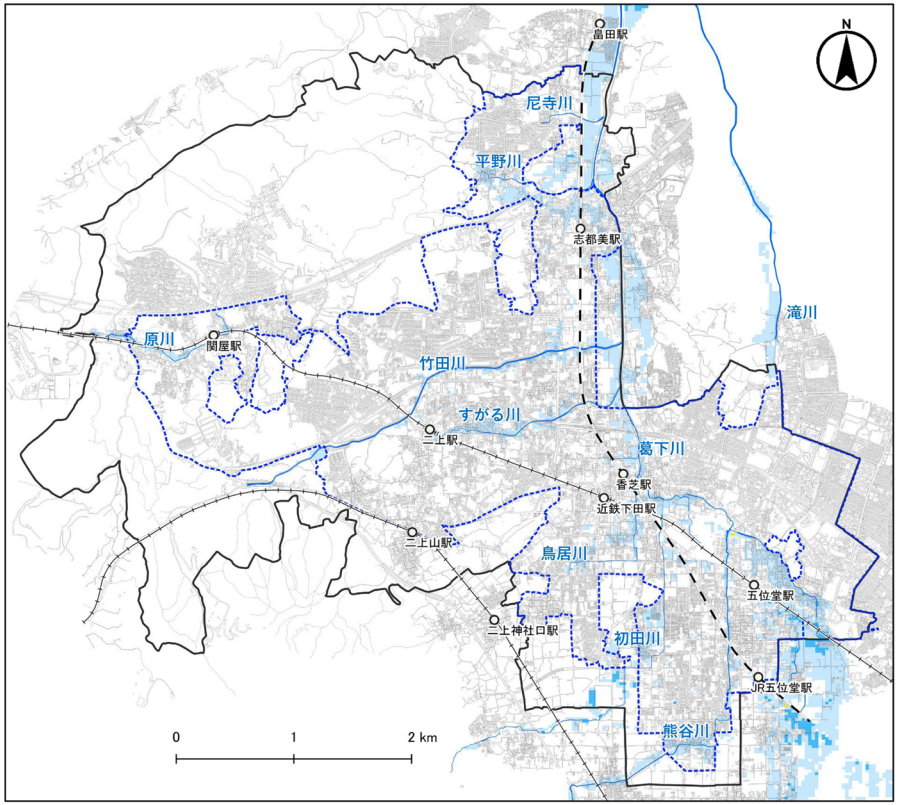

出典：令和５年５月 30 日洪水浸水想定区域図(奈良県河川整備課)

【凡　例】

区域	市域		河川	河道範囲	
	市街化区域		浸水継続時間	12 時間未満の区域	
鉄道	近畿日本鉄道			12 時間～１日未満の区域	
	JR 西日本			１日～３日未満の区域	
	駅				

6．災害ハザード情報

《家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）の定義》

奈良県では、想定最大規模降雨の際に、家屋の倒壊・流失をもたらすような河岸侵食が発生することが想定される区域を「家屋倒壊等氾濫想定区域（河川浸食）」に指定しています。

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)では、家屋の基礎を支える地盤が流失し、侵食範囲にある家屋については、家屋本体の構造に依らず倒壊・流出の危険が生じるため、屋内での退避(垂直避難)ではなく、立ち退き避難(水平避難)が求められます。

河岸侵食により家屋倒壊した状況

出典：国土交通省 HP より

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

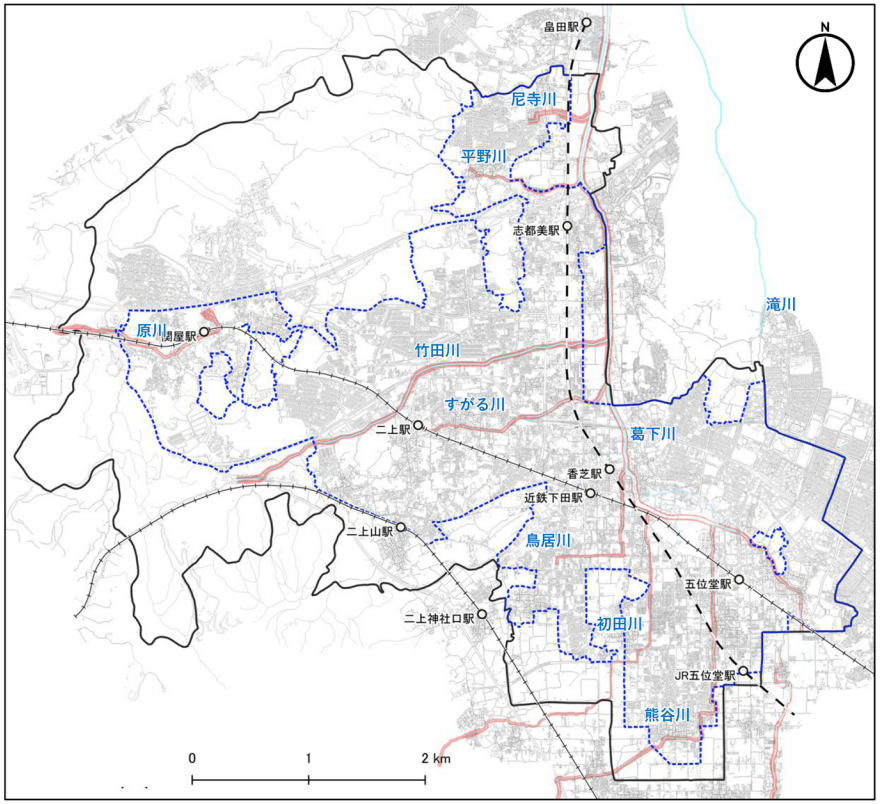

出典：令和５年５月30日洪水浸水想定区域図(奈良県河川整備課)

【凡　例】

区域	市域		河川	河道範囲	
	市街化区域		洪水浸水	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	
鉄道	近畿日本鉄道				
	JR 西日本				
	駅				

6. 災害ハザード情報

《土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）の定義》

奈良県では、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を、「土砂災害警戒区域」に指定しています。

本市では 86 箇所が指定されており、うち 46 箇所が「急傾斜地の崩壊」、40 箇所が「土石流」に指定されています。

また、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」に指定しています。

本市では 67 箇所が指定されており、うち 34 箇所が「急傾斜地の崩壊」、33 箇所が「土石流」に指定されています。

出典：土砂災害防止法の概要(国土交通省)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

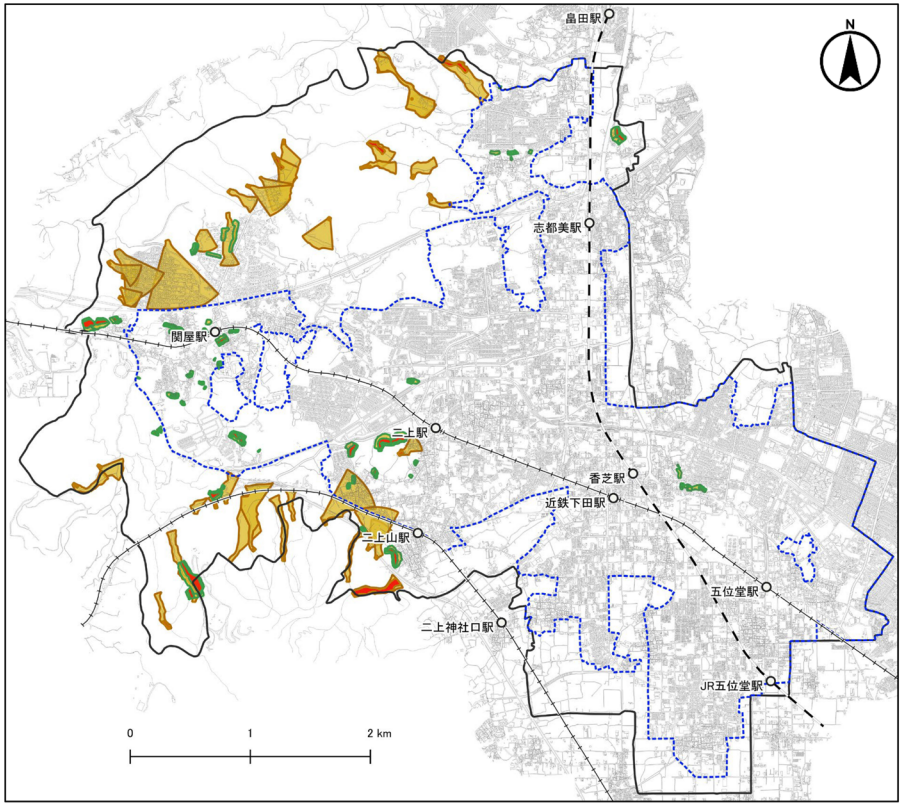

出典：令和３年奈良県土砂災害・防災情報システム

【凡　例】

区域	市域		土砂災害	土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
	市街化区域			土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
鉄道	近畿日本鉄道			土砂災害特別警戒区域(土石流)	
	JR 西日本			土砂災害警戒区域(土石流)	
	駅				

6．災害ハザード情報

《急傾斜地崩壊危険区域の定義》

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号)第 3 条に基づき、香芝市長の意見をきいて、奈良県知事が指定した区域です。

急傾斜地崩壊危険区域の指定を要する土地（区域）は、以下の[1]及び[2]の区域を包括する区域です。

[1]崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が 30 度以上の土地をいう。以下同じ。)で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの。

[2][1]に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域。

出典：国土交通省 HP「急傾斜地崩壊危険区域の解説」より抜粋

急傾斜地崩壊危険区域

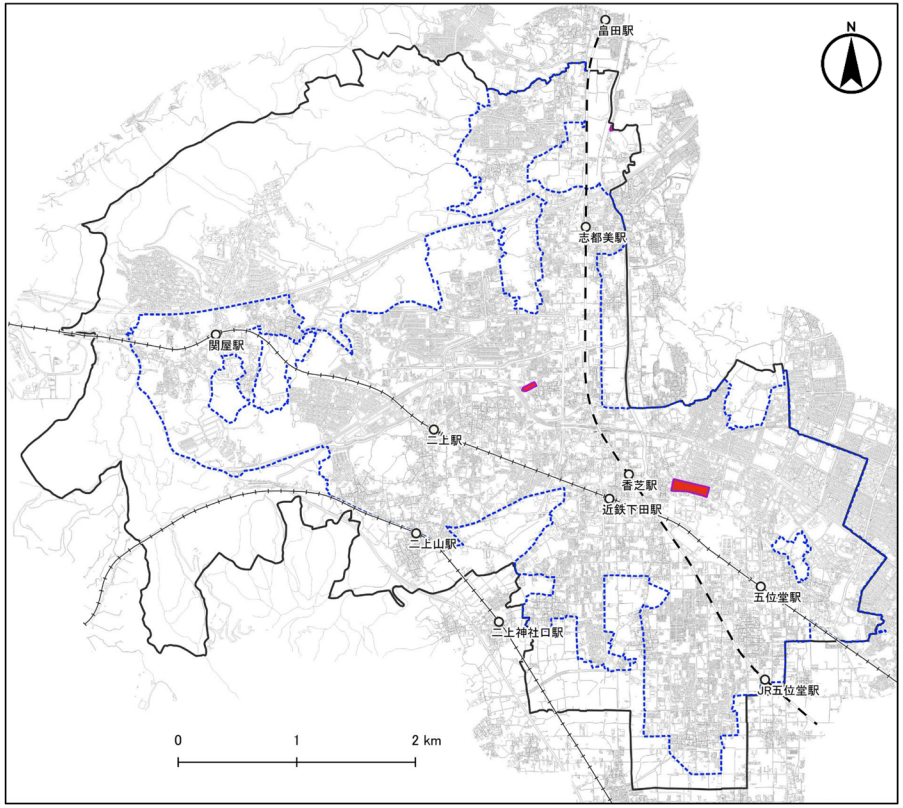

出典：令和３年奈良県土砂災害・防災情報システム

【凡　例】

区域	市域		土砂災害	急傾斜地崩壊危険区域	
	市街化区域				
鉄道	近畿日本鉄道				
	JR 西日本				
	駅				

6．災害ハザード情報

《震度想定（ゆれやすさマップ）の定義》

震度想定（ゆれやすさマップ）とは、本市に大きな被害をもたらすことが想定される中央構造線断層帯地震を対象に、地震の震源となる断層等の規模や位置などの情報と、市内の地盤条件等から、「ゆれやすさ(震度)」を算出したものになります。

この「ゆれやすさ(震度)」に対し、国土交通省では以下のように定義しております。

【震度６強】

・立っていることができず、はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
・固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
・耐震性の低い木造建築物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
・大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

【震度７】

・耐震性の低い木造建物は、傾くものや倒れるものがさらに多くなる。
・耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
・耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

出典：気象庁震度階級の解説(国土交通省)

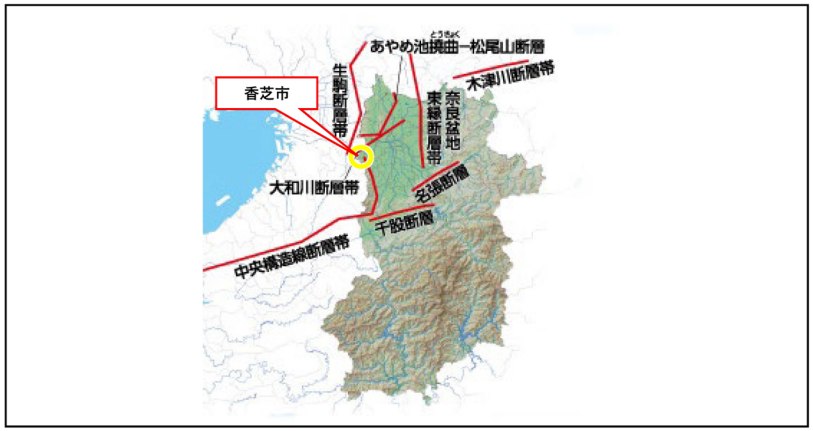

出典：奈良県 HP より（県民だより）

震度想定（ゆれやすさマップ）

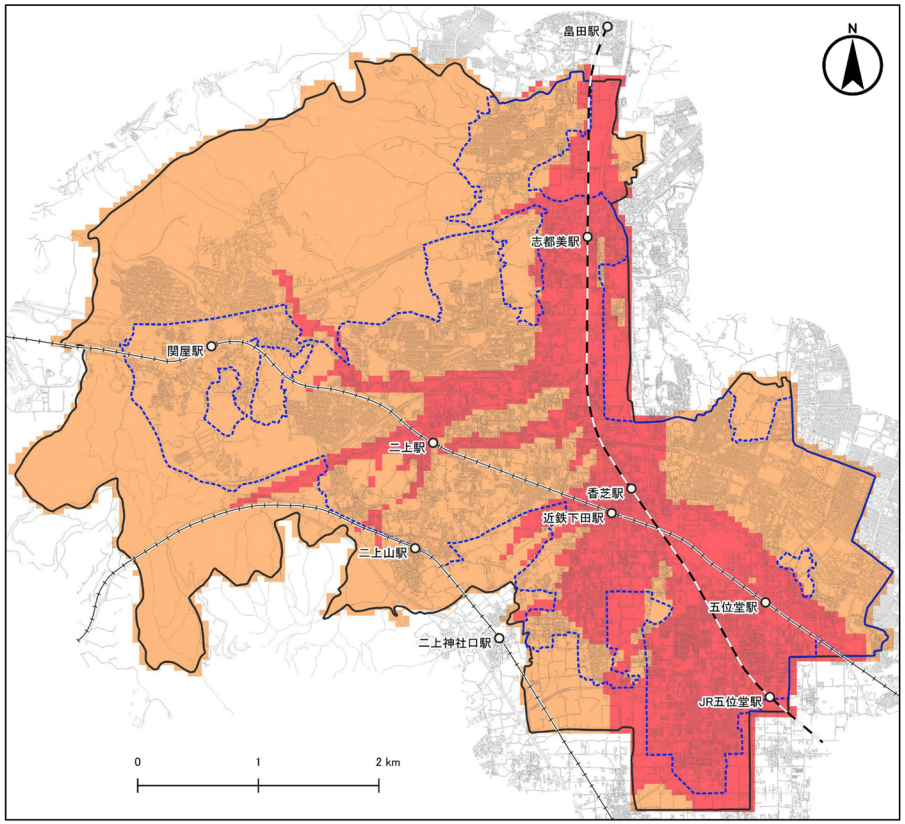

出典：令和元年度改訂版香芝市総合防災マップ

【凡　例】

区域	市域		地震	震度想定・震度６強	
	市街化区域			震度想定・震度７	
鉄道	近畿日本鉄道				
	JR 西日本				
	駅				

6．災害ハザード情報

《液状化（液状化マップ）の定義》

液状化想定（液状化マップ）とは、震度想定（ゆれやすさマップ）で示した強さの揺れが発生した場合を想定し、震度と地形から、『液状化の可能性のある範囲』を算出したものになります。

液状化とは、地震が発生して地盤が強い衝撃を受けると、今まで互いに接して支えあっていた土の粒子がバラバラになり、地盤全体がドロドロの液体のような状態になる現象のことをいいます。液状化が発生すると、地盤から水が噴き出したり、また、それまで安定していた地盤が急に柔らかくなるため、その上に立っていた建物が沈んだり(傾いたり)、地中に埋まっていたマンホールや埋設管が浮かんできたり、地盤全体が低い方へ流れ出すといった現象が発生します。

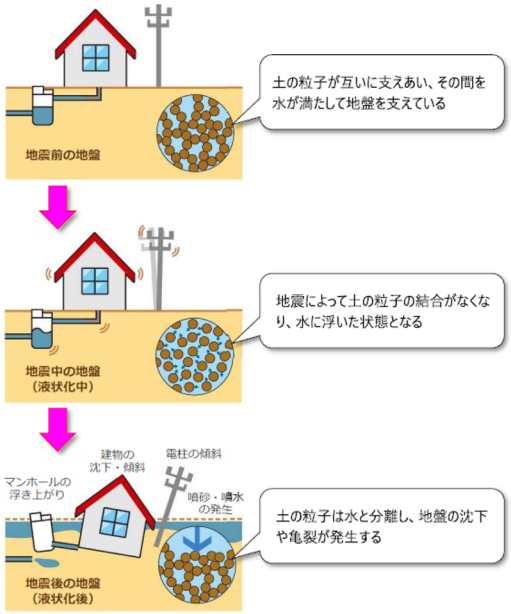

液状化の発生メカニズム

出典：液状化ハザードマップを活用したリスクコミュニケーションの方法に関するマニュアル(国土交通省)

液状化想定（液状化マップ）

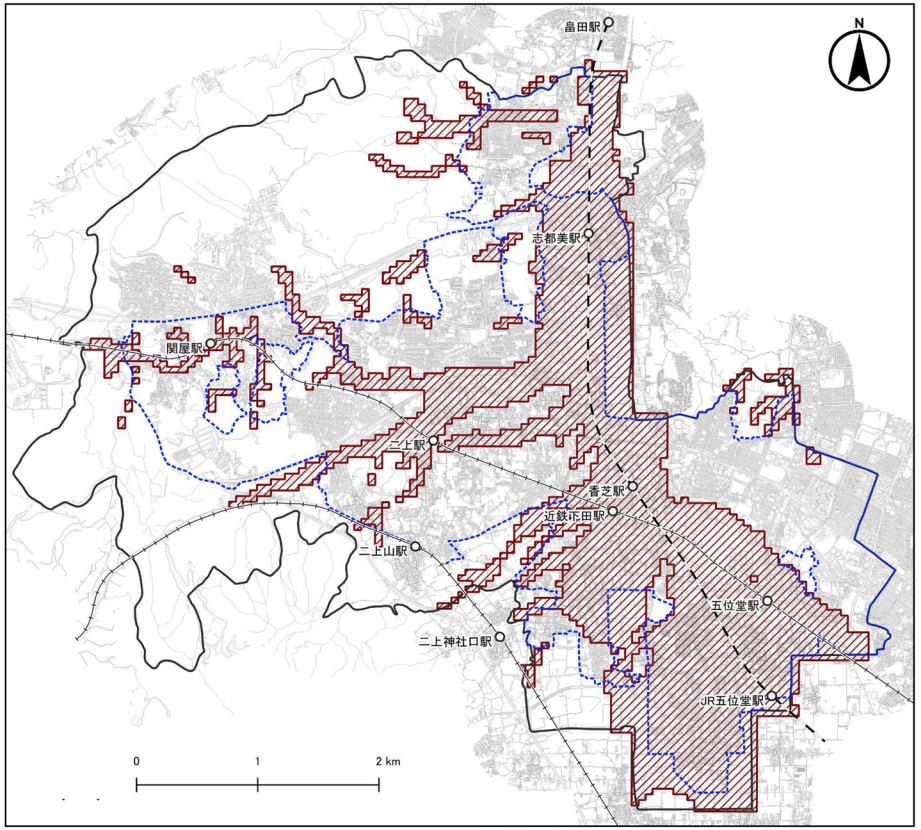

出典：令和元年度改訂版香芝市総合防災マップ

【凡　例】

区域	市域		地震	液状化の可能性のある範囲	
	市街化区域				
鉄道	近畿日本鉄道				
	JR 西日本				
	駅				

6. 防災指針（重ね合わせ分析の視点）

災害ハザード情報	都　市　情　報
【洪水浸水】 4.2.1 洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模降雨) 4.2.2 洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨) 4.2.3 浸水継続時間(想定最大規模降雨) 4.2.4 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	イ)人口分布（人口密度） ロ)都市機能(要配慮者の利用する施設) ハ)指定緊急避難場所（洪水）及びその徒歩圏域 ニ)緊急輸送道路・アンダーパス
【土砂災害】 4.3.1 土砂災害（特別）警戒区域 （急傾斜地の崩壊、土石流） 4.3.2 急傾斜地崩壊危険区域	イ)人口分布（人口密度） ロ)都市機能(要配慮者の利用する施設) ハ)指定緊急避難場所（崖崩れ・土石流・地滑り）及びその徒歩圏域 ニ)緊急輸送道路
【地　震】 4.4.1 震度想定（ゆれやすさマップ） 4.4.2 液状化想定（液状化マップ）	イ)人口分布（人口密度） ロ)都市機能(要配慮者の利用する施設) ハ)指定緊急避難場所（地震）及びその徒歩圏域 ニ)緊急輸送道路

分析の視点（洪水浸水・土砂災害・地震）

- ✓ 人口密度が高い区域に被災のおそれはないか
- ✓ 要配慮者の利用する施設の継続利用が困難となるおそれはないか
- ✓ 指定避難場所への移動や施設利用が困難となるおそれはないか
- ✓ 緊急輸送道路の継続利用が困難となる区間はないか
- ✓ 危険なアンダーパスはないか

6. 防災指針（重ね合わせ分析）

洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模降雨)
×
人口密度

・居住誘導区域の設定の目安となる人口密度40人/ha以上の区域で、１階床高から２階床下に相当する**0.5m～3.0mの浸水が想定される区域が、五位堂駅東部や近鉄下田駅南部、志都美駅北西部、二上駅東部、初田川及び熊谷川沿岸**の市街化区域にみられます。

→これらの区域については、１階の床上浸水が懸念されるため、**屋内安全確保(垂直避難)等の対策**が求められます。また、自動車や徒歩による移動も困難になることが懸念されるため、**避難体制の強化**が求められます。

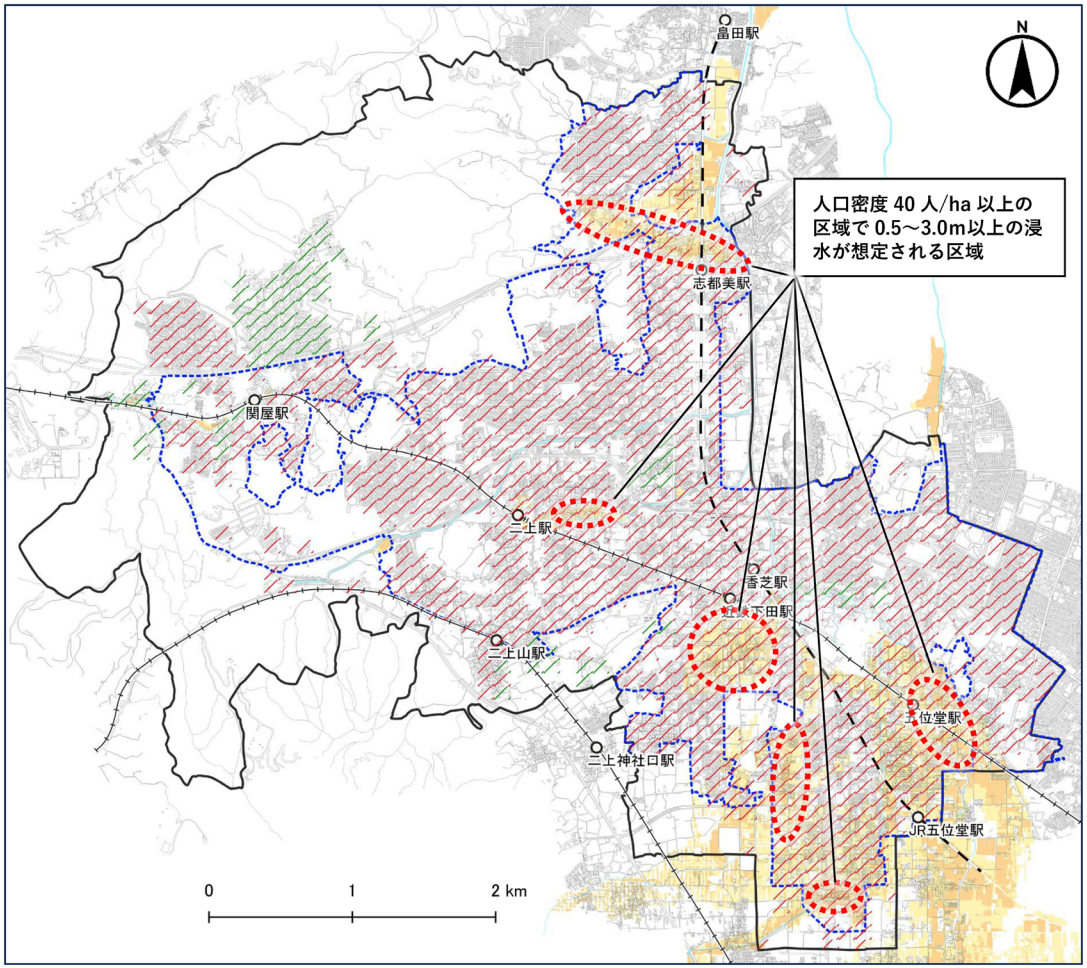

出典：令和５年５月 30 日洪水浸水想定区域図(奈良県河川整備課)、国勢調査

【凡　例】

区域	市域		浸水深	0.5m 未満の区域	
	市街化区域			0.5m～3.0m 未満の区域	
鉄道	近畿日本鉄道			3.0m～5.0m 未満の区域	
	JR 西日本		人口分布	10-40 人/ha	
	駅			40 人/ha 以上	
河川	河道範囲				

6. 防災指針（重ね合わせ分析）

洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模降雨)
×
要配慮者の利用する施設

・**0.5m～3.0mの浸水が想定される区域に、要配慮者の利用する施設**の立地が5箇所（福祉施設４箇所、子育て支援施設１箇所）立地しています。

→これらの施設は、１階の床上浸水による施設の継続利用が困難になることが懸念されるため、**施設の継続利用に必要な機能を２階以上に配置するなどの対策**が求められます。また、施設周辺においては自動車や徒歩による移動が困難になることが懸念されるため、要配慮者の特性に応じた**避難体制の強化**が求められます。

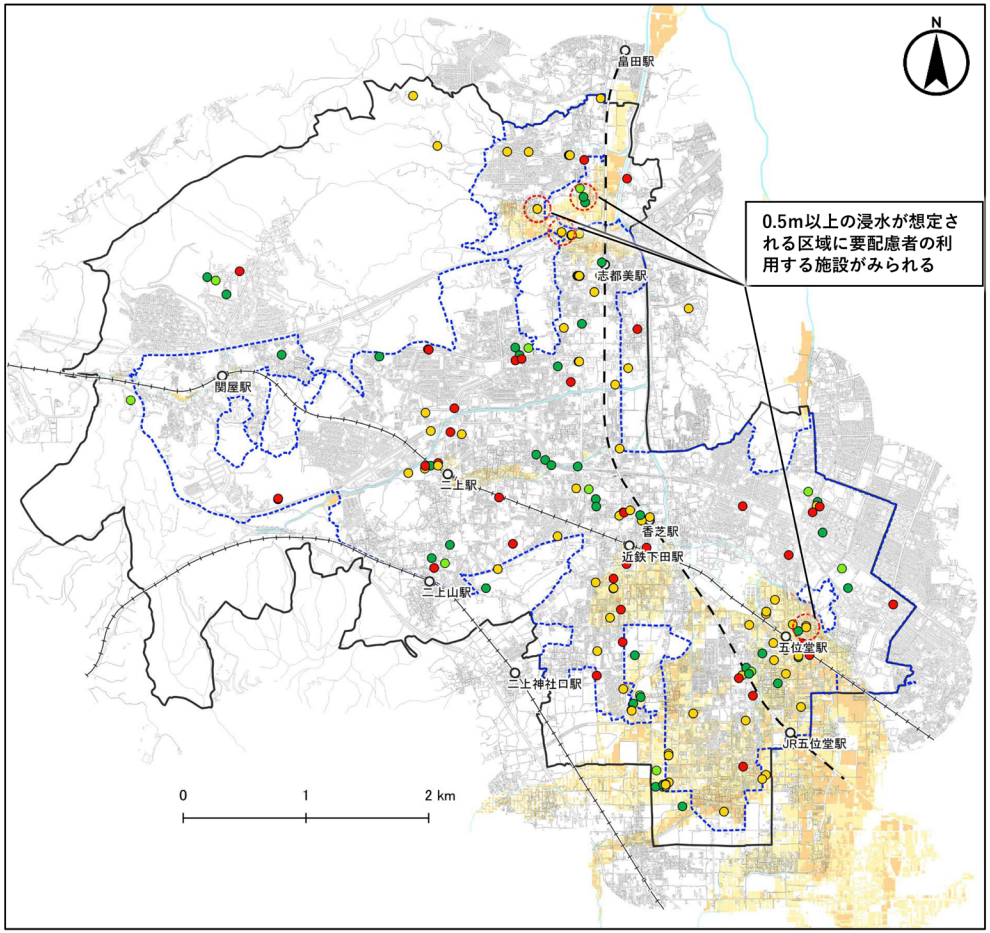

出典：令和５年５月30日洪水浸水想定区域図(奈良県河川整備課)

【凡　例】

区域	市域		要配慮者の利用する施設	医療施設	
	市街化区域			福祉施設	
鉄道	近畿日本鉄道			教育施設	
	JR 西日本			子育て支援施設	
	駅		河川	河道範囲	
浸水深	0.5m 未満の区域				
	0.5m～3.0m 未満の区域				
	3.0m～5.0m 未満の区域				

6. 防災指針（重ね合わせ分析）

洪水浸水想定区域（浸水深：想定最大規模降雨）×緊急輸送道路・アンダーパス

・急輸送道路である国道168号の４区間及び中和幹線の五位堂東部の区間において、**0.5～3.0mの浸水**が想定されています。

→当該区間では、浸水時において自動車の走行が困難になり緊急輸送道路としての機能が低下することが懸念されるため、**排水対策の強化**や一時的な迂回路等による**緊急輸送ネットワークの維持**が求められます。

・市内4か所のアンダーパス(地下通路)のうち、中和幹線沿いの市道(市道7-178号線地下道)において**0.5～3.0ｍ以上の浸水**が想定されております。

→東西の分断や車両の水没等の**災害リスクの対策**を講じる必要があります。

・近鉄下田駅及び五位堂駅付近の3か所の地下通路周辺部においては、**0.5ｍ未満の浸水**が想定されております。

→地下通路という構造からも歩行者への危険性の増大が懸念されるため、**進入規制等による安全対策**が求められます。

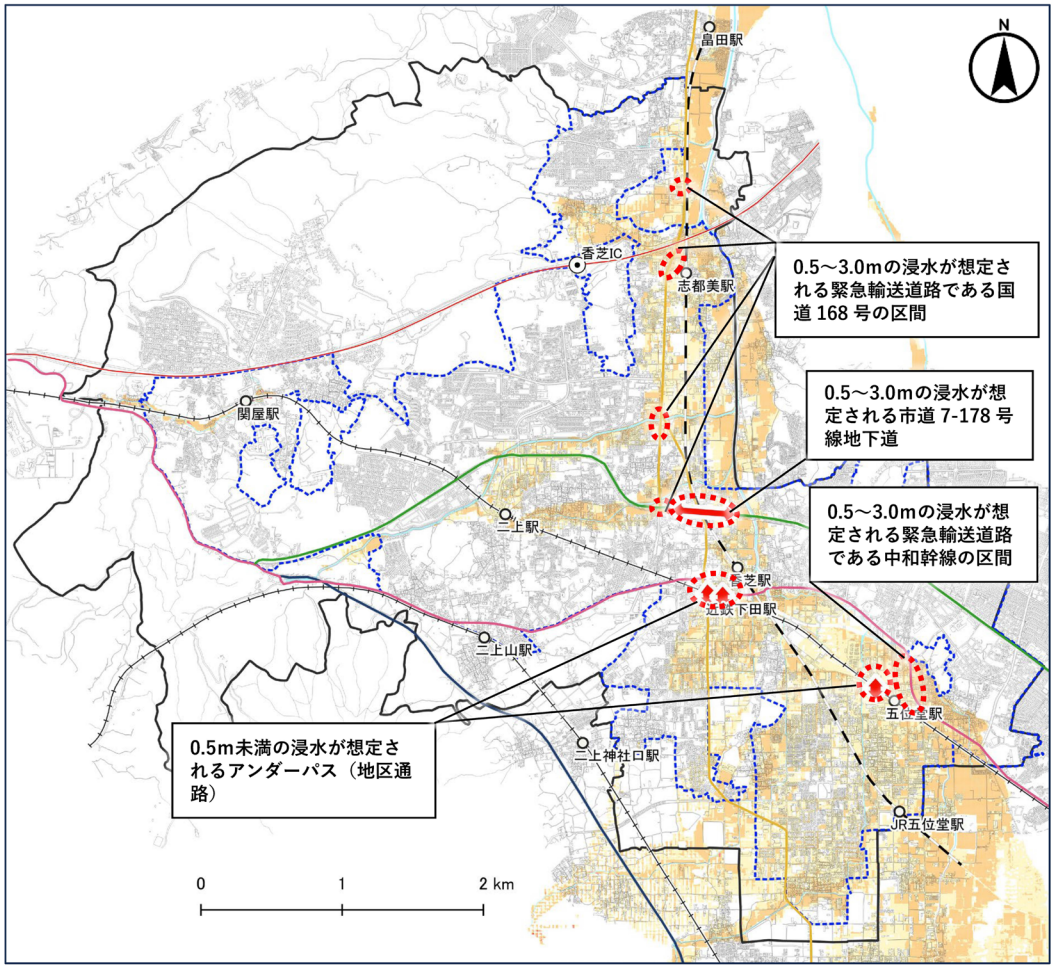

出典：令和５年５月 30 日洪水浸水想定区域図(奈良県河川整備課)

【凡　例】

区域	市域			IC	⊙
	市街化区域			西名阪自動車道	
鉄道	近畿日本鉄道		緊急輸送道路	国道 165 号	
	JR 西日本			国道 168 号	
	駅	○		中和幹線	
浸水深	0.5m 未満の区域			高田バイパス	
	0.5m～3.0m 未満の区域			アンダーパス	
	3.0m～5.0m 未満の区域		河川	河道範囲	

6．防災指針（重ね合わせ分析）

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
（急傾斜地の崩壊・土石流）
×
人口密度

・**土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)**が、香芝駅東部の人口密度40人/ha以上の域でみられます。

・**土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)・土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)**が、関屋駅周辺の人口密度40人/ha以上の区域でみられます。

・**土砂災害警戒区域(土石流)**が、二上駅西部や関屋駅北部、二上山駅北部の人口密度40人/ha以上の区域でみられます。

→住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあるため、**移転促進等の対策**が求められるとともに早い段階からの**警戒・避難体制の強化**が求められます。

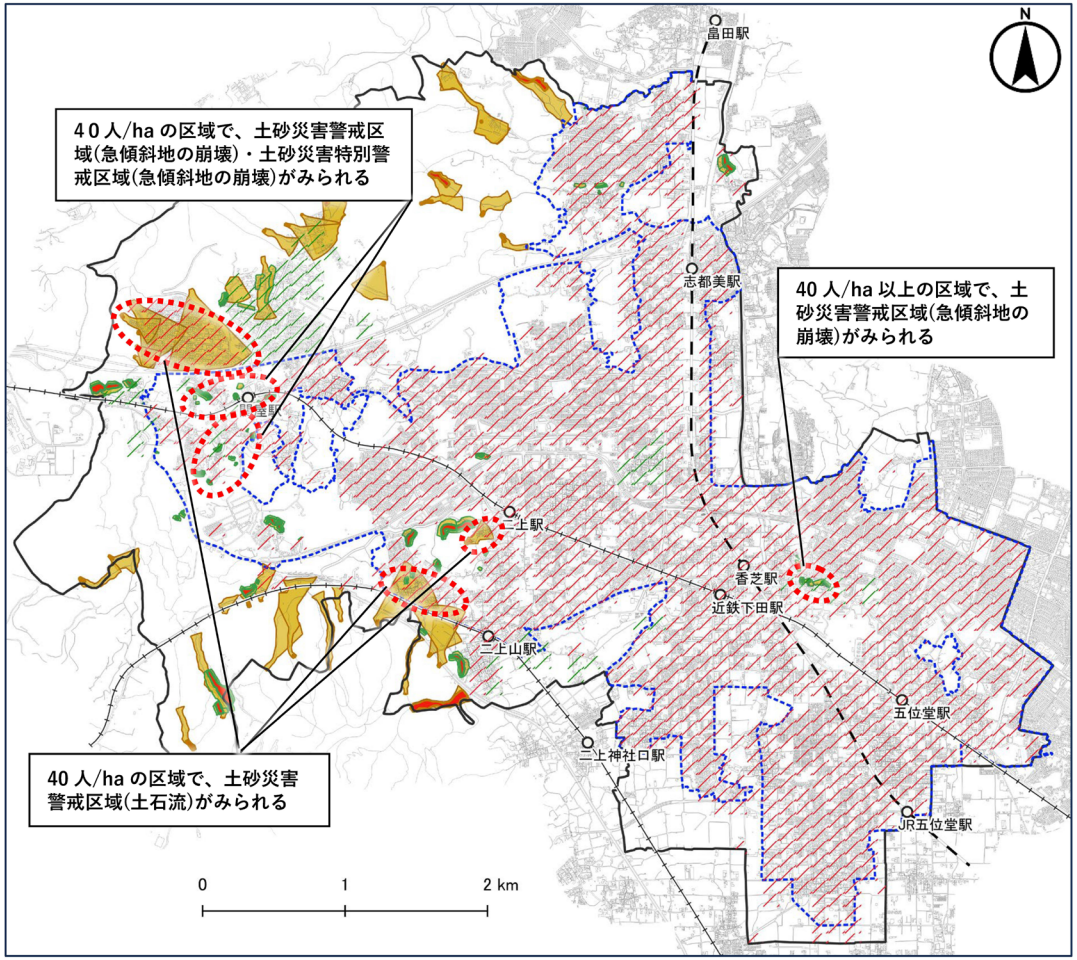

出典：令和３年奈良県土砂災害・防災情報システム、国勢調査

【凡　例】

区域	市域		土砂災害	土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
	市街化区域			土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
鉄道	近畿日本鉄道			土砂災害特別警戒区域(土石流)	
	JR 西日本			土砂災害警戒区域(土石流)	
	駅		人口分布	10-40 人/ha	
				40 人/ha 以上	

6. 防災指針（重ね合わせ分析）

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
（急傾斜地の崩壊・土石流）
×
要配慮者の利用する施設

・**土砂災害特別警戒区域に要配慮者の利用する施設は立地していません。**

・**土砂災害警戒区域(土石流)**に要配慮者の利用する施設が本市北部の市街化調整区域に5箇所（医療施設1箇所、福祉施設１箇所、教育施設1箇所、子育て施設２箇所）立地しています。

→住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあるため、**移転促進等の対策**が求められるとともに、早い段階からの**警戒・避難体制の強化**や、**地域による共助**等によって要配慮者が迅速に避難できるための備えが求められます。

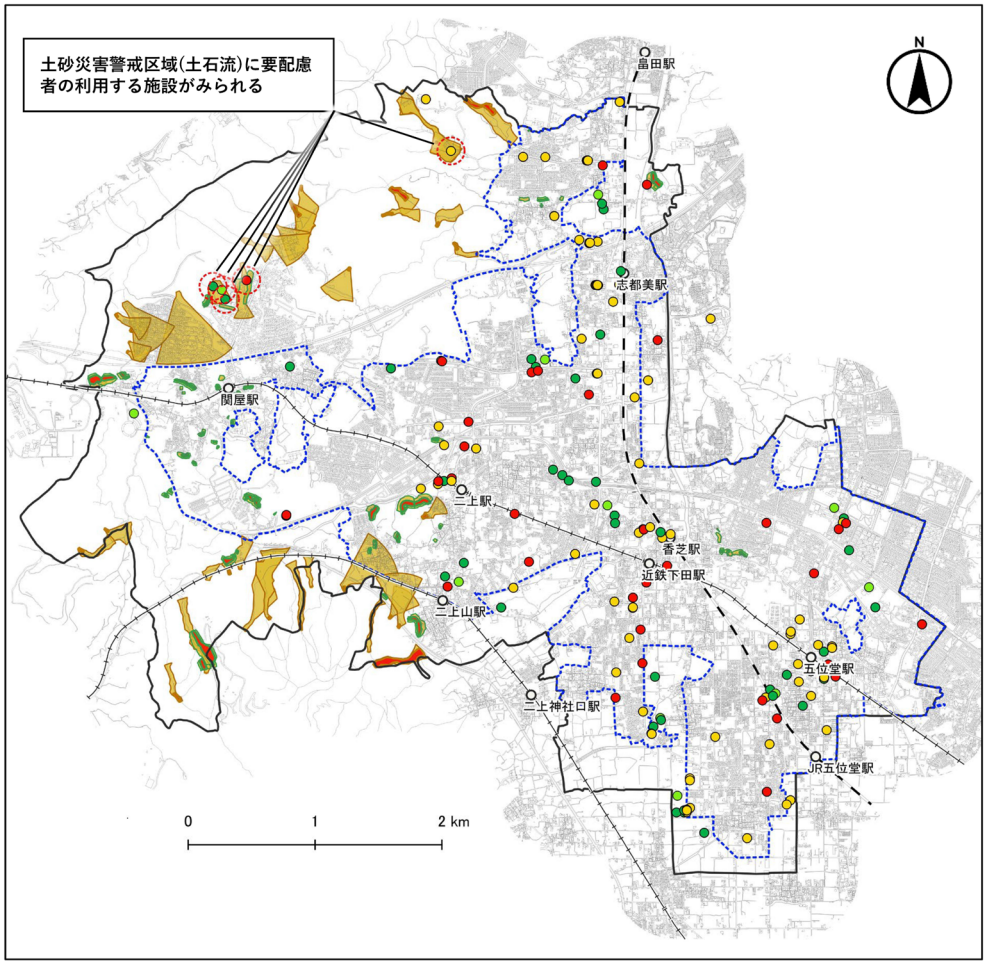

出典：令和３年奈良県土砂災害・防災情報システム

【凡　例】

区域	市域		要配慮者の利用する施設	医療施設	●
	市街化区域			福祉施設	●
鉄道	近畿日本鉄道			教育施設	●
	JR 西日本			子育て支援施設	●
	駅	○	土砂災害	土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
				土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
				土砂災害特別警戒区域(土石流)	
				土砂災害警戒区域(土石流)	

6．防災指針（課題・取組・方針）

❶洪水浸水に対する取組方針

課題

【洪水浸水想定区域(浸水深：計画規模降雨）】
⇒**総合的な治水対策の推進とともに、緊急時の輸送ルートの確保、避難体制の強化等の対策を講じる必要**があります。

【洪水浸水想定区域(浸水深：想定最大規模降雨）】
⇒**市民への水防情報の提供や緊急時の輸送ルートの確保などの対策を講じておく必要**があります。

【洪水浸水想定区域(浸水継続時間：想定最大規模)】
⇒**緊急輸送道路や要配慮の利用する施設等の対策を講じておく必要**があります。

【家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)】
⇒**家屋本体の構造に依らず倒壊・流出のおそれがあるため、早期の避難対策や計画的な移転等の対策を講じる必要**があります。

実施又は計画されている防災・減災の取組

- 葛下川河川改修事業（県）
- 下水道における内水対策（市）
- 大和川流域総合治水対策事業（県、市）

取組方針

■**河川整備等総合的な治水対策の推進**で、豪雨等による浸水被害で多くの人的被害が発生する事態を防ぎます。
■**緊急輸送ルートの多重性・代替性の確保**により、発災時の機能不全及び支援ルートの途絶が発生する事態を防ぎます。
■**ハザードマップの活用の促進、水防情報の提供、要配慮の利用する施設における避難体制の強化の促進等**により、豪雨等による浸水被害で多くの人的被害が発生する事態を防ぎます。
■**家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)の居住誘導区域からの除外、早期避難体制の強化及び建替時等の移転促進策の検討**により、河岸侵食による人的被害が発生する事態を回避・軽減します。

6．防災指針（課題・取組・方針）

❷土砂災害に対する取組方針

課題

【土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域(土石流、急傾斜地の崩壊)】

⇒緊急時の輸送ルートの確保や要配慮の利用する施設等の対策、土砂災害情報の周知、警戒避難体制の強化等の対策を講じる必要があります。

【急傾斜地崩壊危険区域】

⇒傾斜地(傾斜度が30°以上の土地)の崩壊により危害の生ずるおそれがあるため、計画的な移転等の対策を講じる必要があります。

実施又は計画されている防災・減災の取組

土砂災害対策施設整備計画（県）

取組方針

■土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備により、土砂災害で多くの人的被害が発生する事態を防ぎます。

■要配慮者への避難体制の啓発促進により、避難行動の遅れ等に伴い人的被害が発生する事態を防ぎます。

■土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の居住誘導区域からの除外、居住の移転促進対策の検討により、土砂災害で人的被害が発生する事態を回避します。

6. 防災指針（課題・取組・方針）

❸地震に対する取組方針

課題

【震度想定(ゆれやすさマップ)】

⇒**家屋の倒壊による人命への被害が生ずるおそれがあるため、建物の耐震化等を進める必要**があります。

【液状化想定(液状化マップ)】

⇒**噴水・噴砂の発生、戸建て住宅の沈下や傾斜、道路面の変形、ライフライン施設の被害等の生ずるおそれがあり、基幹インフラの耐震化等の事前対策を進める必要**があります。

実施又は計画されている防災・減災の取組

- 香芝市公共施設等総合管理計画（市）
- 香芝市耐震改修促進計画(市)

取組方針

■**耐震化の促進**により、地震による建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災、ブロック塀の倒壊対策等で多くの人的被害が発生する事態を防ぎます。

■**救援物資等の搬送の確保**により、被災地域における食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給が長期間停止する事態を防ぎます。

■**迅速な復旧・復興を実施するための体制の整備**により、基幹インフラの損壊で復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぎます。